

凡 例

本史は『新北見市史』「上巻」「下巻」「年表編」「資料編」全4巻のうちの「年表編」である。

1 年表の取扱期間

本年表は、刊行済みの『北見市史』『新端野町史』『常呂町百年史』『新留辺蘂町史』『北見市統合年表』を基本に、明治以前および平成18年3月から平成30年3月までを追録した。

2 年表事項の内容

北見市及び周辺地域の歴史的動向を理解する上で有益な項目を収集し、加えて関連する道内・国内外の事項を採録した。既刊市町村史の叙述を基礎に、これに出典を付し、更に補訂を図ることを目指した。

3 年表事項の分類・分野設定の基準

(1) 明治15年以前

史料上の制約から、政治・経済、社会・文化等の事項に分類が困難な項目が多いこと、また、分野間の均衡ある採録が出来ないことから、分類・分野設定をしなかった。

(2) 明治16年以降

年表事項を①政治・経済②社会・文化③道内・国内外の3分野に分類し、利便性の向上を図った。この分野・分類は必ずしも厳密なものではなく、分類困難なものもあり、ほかの分野欄に掲載し重複している場合がある。

分類基準の概要は次のとおりとした。

- ①〔政治・経済〕 政治、行政、議会、選挙、司法、警察、監獄、消防、軍事（兵事、師団、防空演習、屯田兵、軍人会）、市町村設定、都市計画、移住・移民、開拓、農業、林業、水産業、商業、鉱工業、通信・電気、交通・運輸など。
- ②〔社会・文化〕 学校教育、社会教育、スポーツ、社会問題、戦争（銃後・防空演習・在郷軍人会活動）、社会福祉、医療・保健衛生、報道、文学・芸術、文化活動、宗教、科学、社会生活、災害など。
- ③〔道内・国内外〕 道内については、オホーツク総合振興局管内における事項に主眼をおき、国内外には全国的、国際的に重要な事項を、また、身近な話題も採録した。

4 年表事項の記載形式

- (1) 年月日の記載は、明治5年12月3日の改暦前は日本の年号・陰暦を用い、以後は日本の年号・陽暦（西暦）で記載した。
- (2) 陰暦の閏月は、「閏4.24」のように表示した（閏月とは、陰暦の12カ月は354日であることから、季節と暦のずれを調節するため適当な年数ごとに1年のある月を2回繰り返して13カ月とするが、その加えた月をいう）。
- (3) 年月日が未確定のものは、「1. -」・「この年」・「この頃」などと表示した。
- (4) 記号・略記号

- ① 「 」、『 』は、引用・歴史的表現・芸術作品・標語・表現の紛らわしい場合、書籍・雑誌・新聞などの刊行物に使用した。

この外、団体名・法令名等に慣例による略称を使用した事項がある。

(5) 法令・規則等

- ① 法令・規則等は、原則として公布・発令日（国の法令は官報掲載日）を採用した。ただし、市区町村の設置・区域の変更などは施行日とした。
- ② 法令等の事項には、出来るだけ公布主体や種別を〔 〕内に略号等で示した。

〔主な略号例〕

〔太〕＝太政官、〔太布〕＝太政官布告、〔太布達〕＝太政官布達、〔太達〕＝太政官達、〔法〕＝法律、〔勅〕＝勅令、〔省令〕＝各省令、〔省訓〕＝各省訓令、〔省告〕＝各省告示、〔軍令〕＝陸軍軍令、〔陸達〕＝陸軍達。〔開布達〕＝開拓使布達、〔開達〕＝開拓使達、〔道庁令〕＝北海道庁令、〔道庁訓〕＝北海道庁訓令、〔道庁告〕＝北海道庁告示、〔道庁達〕＝北海道庁達。

5 出典

- (1) 年表の各事項について、その文末に〔出典〕を記載した。
- (2) 出典は、一つの項目を数種の資料を総合して作成した場合、主要な資料のみの採択にとどめたものがある。なお、確定した年月日と異なる年月日を記している資料も必要に応じて出典として採録した。
- (3) 出典は、原則として原典・基本資料によることとしたが、必ずしも果たせなかったものもある。
- (4) 出典が明らかではない項目、もしくは地域の判別が困難な事項については、必要に応じ文末に ㊦ (北見) ㊧ (端野) ㊨ (常呂) ㊩ (留辺蘂) を付すように努めた。

6 その他

- (1) 年表において使用する漢字は、人名・地名等固有名詞を含め、「常用漢字表」の示す字体を原則とした。
- (2) 難読の人名・地名・字句などにルビを付した。
- (3) 地名表記は漢字又は片仮名書きとし、出典等に従い同一地名でも統一しなかった。人名についても不統一の例がある。
- (4) 住所の記載は、原則として当時の表記を使用した。確定出来ない場合は後の表記を使用した場合もある。また、現住所を(現〇〇)のように付記することに努めた。
- (5) 住所等、個人情報に関する事項を記載するにあたっては、最低限必要な場合にとどめた。ただし、物故者については、わかる範囲で年齢を記載した。また、敬称については特別な場合を除き省略した。
- (6) 既刊「市町村史」の誤記等を修正した事項もある。
- (7) 年表中に、今日の視点から見て不適切な表現も含まれているが、史実に基づく時代背景等を伝えるためであり、これらの使用・差別等を容認するものではない。